

障害のある方と一緒に働く場にしよう！

障害者雇用



障害のある方もそれぞれの適性を生かして、同じように仕事や生活をする機会を得ることをめざします。

※障害のある方とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の影響を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」を言います（『障害者の雇用の促進等に関する法律』より）。



事業主はさまざまな助成金を受けることができます

※ご利用には諸条件がありますので、担当窓口にお問い合わせください。

新しく障害のある方を雇用したとき

特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

賃金の一部として

中小企業主は **80 万円 ~ 240 万円**

大企業主は **30 万円 ~ 100 万円**

※雇入れ時 65 歳未満に限ります。

※労働時間、障害の程度によって助成対象期間や金額が異なります。

※6 ヶ月ごとの支給です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

賃金の一部として

中小企業主は **80 万円 ~ 120 万円**

大企業主は **30 万円 ~ 50 万円**

※雇入れ時 65 歳未満に限ります。

※労働時間によって助成対象期間や金額が異なります。

※6 ヶ月ごとの支給です。

その他…

キャリアアップ助成金
(障害者正社員化コース)

職場適応援助者助成金
障害者作業施設設置等助成金
障害者介助等助成金
重度障害者等通勤対策助成金

など
職場定着や働きやすい環境整備のための助成金があります

試行雇用したとき

トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)

ひとりにつき

精神障害者 **4 万円 ~ 8 万円 / 月**

※短時間トライアルの場合 4 万円 / 月。

※原則 6~12 ヶ月間の有期雇用のうち、最長 6 ヶ月間を助成。

上記以外 **4 万円 / 月**

※原則 3 ヶ月間の有期雇用。

※テレワーク勤務の場合は最長 6 ヶ月まで延長可能。

※対象者を過去 3 年間に雇用していないことなどが条件です。

船橋市職場実習奨励金

受け入れ実習者ひとりにつき

2 万円 / 1 回

の奨励金制度あり。

※1 回につき 5 日以上の実習。

※船橋市在住の障害のある方を実習に受け入れた事業主が対象です。

※実習先は市外でも可。

お問い合わせは… **ハ** ハローワークふなばし Tel 047-431-8287 (32 井)

市 船橋市商工振興課経営労政係 Tel 047-436-2477



障害者雇用
推進キャラクター
はーとくん